

府中市医師育成奨学金奨学生募集要項

1. 目的

この奨学金制度は、市民の健康を守り、生活の安心を支える地域医療を守るため、将来、医師（歯科医師は除く。）として府中市内の医療機関等に勤務しようとする方に対し、修学等に必要な資金を貸し付け、資格取得後に勤務していただくことを目的としています。

2. 制度の特徴

- (1) 所得制限はありません。
- (2) 現在、大学在学中の方も貸付対象者とします。
- (3) 大学に入学する方に対する「入学支度金」の貸付制度があります。
- (4) 府中市内の医療機関等に一定期間勤務すれば、奨学金の全部又は一部の返済を免除します。

3. 貸付対象者

次のいずれかに該当し、将来、医師として府中市内の医療機関等で従事する意思を有する方です。ただし、府中市が設けるその他の奨学金や、他の地方公共団体等が設けている同様の目的を持った修学資金及び奨学金の給付又は貸付を受けていないことが条件です。

- (1) 大学の医学を履修する課程に在学又は医学部に合格し入学する者
- (2) 臨床研修医

4. 貸付額

奨学金月額200,000円以内

入学支度金1,000,000円以内（入学時のみ。入学金相当額を限度とします。）

5. 貸付期間

◎医学生 6年以内

◎臨床研修医 2年以内

※ 貸付の決定を受けた年度の4月分から貸し付けます。

6. 貸付方法

毎月、当該月分を指定の口座に振り込みます。ただし、初年度においては、最初の振込が貸付決定月の翌月以降になる場合があります。また、入学支度金は、最初に振り込む奨学金と合算して振り込みます。

7. 募集定員

1名

8. 貸付対象者の決定

応募書類の受付期間終了後、府中市医師育成奨学金貸付審査会において、提出された書類等に基づき、応募者本人と面接を行った上で決定します。

9. 奨学金の返済

次の場合は、奨学金を返済しなければなりません。

- (1) 貸付期間が満了したとき。
- (2) 貸付の決定を取り消されたとき。
 - ① 大学を退学、或いは臨床研修を中止したとき。
 - ② 奨学金の貸付を受けることを辞退したとき。
 - ③ 心身の故障又は学業成績不振のため、大学の課程の履修、或いは臨床研修を継続する見込みがなくなったと認められるとき。
 - ④ その他、奨学金の貸付の目的を達する見込みがなくなったと認められるとき。

【返済方法】

10年以内に、「月賦」「半年賦」又は「年賦」のいずれかの方法で返済しなければなりません。
(無利子)

※ 全部又は一部を繰り上げて返済することができます。

10. 奨学金の返済の猶予

次のいずれかに該当する場合、必要な手続きを行うことで、その期間中は返済が猶予されます。

- (1) 医師の免許を取得した後、引き続き臨床研修を受けているとき。
- (2) 臨床研修を修了した後、必要な知識を習得するための研修を受けているとき（臨床研修を修了した日の翌日から3年間を限度とします。）。
- (3) 大学卒業後、医師の免許を取得しようとするとき（1年間を限度とします。）。
- (4) 臨床研修を修了した日の翌日以降で、市内の医療機関等に勤務しているとき。
- (5) 心身の故障、災害その他やむを得ない事由により、奨学金の返済が困難であると認められるとき（1年間を限度とします。）。

11. 奨学金の返済の免除

次のいずれかに該当するときは、奨学金の全部又は一部の返済が免除されます。

【全額返済免除】

臨床研修を修了した日の翌日以降において、奨学金の貸付を受けた期間と同じ期間、市内の医療機関等に常勤の医師として勤務したときは、奨学金の全部を返済免除します。

【一部返済免除】

- (1) 市内の医療機関等に常勤の医師として勤務した期間に応じて、奨学金の一部を返済免除します。

例) 6年間貸付を受け、市内の医療機関等で4年間勤務したとき
 $4\text{年間(市内での勤務期間)} \div 6\text{年間(貸付期間)} = \text{約}67\%$
入学支度金を含む貸付額のうち、約67%を返済免除。

- (2) 死亡又は心身の著しい障害により、奨学金を返済することができなくなったときは、奨学金の返済の一部を免除します。

12. 連帯保証人

奨学金の貸付申請には、2名の連帯保証人が必要です。連帯保証人は、独立の生計を営む成年者で、申請する方と連帯して債務を負担する能力のある方でなければなりません。

13. 応募書類の受付期間

◎令和3年2月16日（火）から令和3年3月22日（月）まで

（土・日及び祝祭日を除く、開庁日の午前8時30分から午後5時15分まで）

※ 郵送で応募書類を提出される場合、令和3年3月22日（月）の消印まで有効とします。

※ 受付期間に応募いただいた方は、4月初旬までに応募者本人との面接を行い、貸付対象者を決定します。

※ 受付期間内に募集人員に満たない場合は、募集人員に達するまで、随時、応募を受け付けます。（ただし、募集人員に満たない場合でも、随時の応募受け付けは令和4年2月末日までとします。）

《応募書類》

【医学生（医学部入学予定者を含む）】

- (1) 医師育成奨学金貸付申請書（別記様式第1号）
- (2) 大学の在学証明書、又は医学部に合格し入学することが確認できる書類
- (3) 在学する大学の推薦調書、又は直近に在学していた高等学校等の推薦調書（別記様式第2号）
- (4) 在学する大学の学業成績表（当該年度の入学者は除く。）
- (5) 応募理由書（400字詰め原稿用紙2枚程度）

【臨床研修医】

- (1) 医師育成奨学金貸付申請書（別記様式第1号）
- (2) 在職証明書
- (3) 研修実施計画書（別記様式第3号）
- (4) 臨床研修を受ける医療機関の推薦調書、又は直近に在学していた大学等の推薦調書（別記様式第4号）
- (5) 応募理由書（400字詰め原稿用紙2枚程度）

14. その他

- (1) 奨学金貸付の決定は、令和3年度予算が成立してからとなります。
- (2) 新しい専門医制度が導入され、専攻する診療科によって研修期間などが多様になっていることから、奨学金の返済の猶予期間を含め、奨学生のキャリア形成を適切に支援できる方策を検討しているところです。このため、貸付対象者決定の後に制度の一部が改正される場合がありますが、その際は事前に説明の場を設けますので、その旨御了承ください。

【担当窓口】

広島県府中市役所 健康福祉部 医療政策課

〒726-8601 広島県府中市府川町315番地

☎0847-43-7210